

津幡町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月24日

石川県津幡町長 吉 田 克 也

津幡町規則第25号

津幡町財務規則の一部を改正する規則

津幡町財務規則（昭和60年津幡町規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「津幡町情報セキュリティに関する規則（平成17年津幡町規則第1号）第2条第2号」を「津幡町情報セキュリティポリシー第1章2(2)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。